

# 施術所届出事項変更届書について

- 1 施術所届出事項に変更を生じたとき、変更後10日以内に保健所長宛に届書を2部提出してください。

〔 2部提出された届書は、1部は保健所への届出、1部を控えとして本人にお渡しします。（貴所の来歴を記録するものとして、大切に保管してください。） 〕

- 2 <記載上の注意事項>

- ◇ 開設者が個人の場合、(法人名称)欄は空欄にしてください。
- ◇ 届出者(開設者)の住所・氏名変更時は、変更後の住所等を記入してください。
- ◇ 3. 変更事項及び内容は、様式2-1で該当するものを○で囲んで、必要事項を記載してください。

- 3 <添付書類>

- ◇ 施術所名称変更：開設者が医療法人である場合、定款(寄付行為)の変更の認可証の写し(原本も持参してください。)※事前に定款(寄付行為)変更の認可が必要です。
- ◇ 変更の内容が分かる各証明等
  - ・ 開設者の住所及び氏名の変更  
(個人の氏名) 戸籍抄本、(法人) 登記簿謄本
  - ・ 施術所の名称変更  
(法人) 登記簿謄本
- ◇ 業務の種類：開設届出業務に加えて変更する場合は、免許証の写し(原本も持参してください。)
- ◇ 業務に従事する施術者の氏名：新たに従事するもしくは現在従事している施術者の氏名の変更の場合は、免許証の写し(原本も持参してください。氏名の変更の場合は変更後の免許証か戸籍抄本)  
新たに従事する施術者について、運転免許証等で本人確認をさせていただきますので、運転免許証等身分を証明できる書類の写しを添付し、原本を持参してください。
- ◇ 構造設備の概要及び平面図：変更前、変更後の様式2-2
  - ・ 各階ごとの寸法を記入し作成願います。
  - ・ 別に図面がある場合は、”別紙のとおり”と記入してください。

## ※◇「遅延理由書」

変更後10日以上経過しているときは、「遅延理由書」も、2部提出してください。

## 施術所届出事項変更届

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

〒

開設者住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(法人名称)

開設者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

TEL (            )            —

FAX (            )            —

次のとおり届出事項に変更が生じたので、(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項、柔道整復師法第19条第1項)に基づき届出します。

1 施術所の名称	(ふりがな)
2 施術所の所在地	〒  TEL (            )            — FAX (            )            —
3 変更事項及び内容	別紙 様式2-1、2-2のとおり
4 変更理由	
5 変更年月日	

注) 施術所等の届出事項を変更した場合、この届出を変更後10日以内に保健所あて提出すること。  
(提出用と控えの2部提出すること。)

様式2-1

3 変更事項及び内容

変更事項	変更前	変更後	
(1) 施術所の名称  (2) 開設者の住所・氏名 (法人については、名称及び主たる事務所の所在地)  (3) 業務の種類 あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう、柔道整復  (4) 業務に従事する施術者の氏名（全員の氏名を記入してください。）			
(5) 構造設備の概要及び平面図	別紙 様式2-2のとおり		
新たに業務に従事する施術者氏名			
氏名	免許証の名称 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師)	登録年月日、 行政庁、登録番号	目の状態 (全盲・半盲)
		昭・平・令 年 月 日 厚生労働省・( ) 都道府県 第 号	
		昭・平・令 年 月 日 厚生労働省・( ) 都道府県 第 号	
		昭・平・令 年 月 日 厚生労働省・( ) 都道府県 第 号	

- 注 1 変更事項の該当する項目を○で囲み、変更前後がわかるように記載する。
- 2 開設者の住所及び氏名、施術者の氏名の変更は、変更内容が確認できる証明書（免許証）等を添付すること。
- 3 施術者の交代は、退職した施術者がいる場合は、変更前の欄に退職者の氏名・退職年月日、変更後に新たな施術者の氏名・雇用年月日を記載する。新たに従事する施術者の詳細は、下欄に記載する。  
また、新たに従事する施術者の免許証の写し（A4サイズに縮小）を添付し、免許証の原本を持参すること。
- 4 新たな施術者の身分を確認する運転免許証等の書類の写しを添付し、原本を持参すること。
- 5 新たに従事する施術者欄の「目の状態」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による資格を持っている場合のみご記入ください。

構造設備の概要及び平面図 (変更前・変更後)

(変更前)

(変更後)

構造設備の概要

	変 更 前			変 更 後		
待合室	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
施術室	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		
換気部分 (開放面積)	m <sup>2</sup>	換気装置	有・無	m <sup>2</sup>	換気装置	有・無
消毒設備 (はりを施そうと とするときは、はり、手指及 び施術の局部を消毒するもの も)						

(施術所の構造設備基準)

1. 6. 6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
2. 3. 3平方メートル以上の待合室を有すること。
3. 施術室は、室面積の七分の一以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
4. 施術に用いる器具、手指等の消毒設備も有すること。

(注)

1. 施術所平面図においては、各室の面積が計算できるよう縦、横の寸法、各室の窓の位置及び縦、横の寸法並びに換気扇の位置、空調設備、消毒設備の位置を記入してください。
2. 施術所平面図は、この用紙に記入するか貼付する。  
または設計士等の作成した各階単位の図面を添付してもよい。
3. 図面上に各室の用途等を記載すること。また、変更部分は、変更前を青色の線、変更後を赤色の線で囲む。